

社会的養護のケアリーヴァーへの社会的サポート をめぐる課題

横堀 昌子

《要旨》

現在日本には、4万人を超える、さまざまな家庭の事情で家族と離れ、児童養護施設や里親家庭で暮らし、成長する、社会的養護を必要とする子どもたちがいる。社会的養護を経て家庭に復帰し、家族が生活を再開できるケースもあるが、被虐待ケース等の家族再統合が困難な場合、養育の場から18歳で巣立つことになる。こうしたケアリーヴァーの自立支援をめぐる課題は今も根強くある。子どもたちの自立支援やケアリーヴァーのアフターケアをめぐる制度拡充は手がけられてきたが、未だ不十分である。自立支援の事例の共有・検討、インケアの間の養育のあり方に関する検討も続けられている。一方、当事者たちが「声」をあげる機会、「声」を聴こうとする取り組みも手がけられ、アドボカシーの実践化も、関係者によって模索されてきている。そこで、社会的養護のインケアの間にできる試み、ケアリーヴァーの自立・自活生活の安定性確保のために必要なサポートのあり方について、検討・考察した。

キーワード：社会的養護、ケアリーヴァー、自立、あいまいな喪失、アドボカシー

1. はじめに～養育のころとまなざし

心は生き物だから、
傷つけられると痛み、優しく包まれるとなごむのです。
しっかり支えられると安定し、突き放されると不安に駆られます。
抑えつけられれば、その圧力の下で跳ね返そうとしたり、
逃げようとするでしょう。
抑えつけてくるものが自分を守るためのものと感じれば耐えようとし、
自分を脅かすものと感じれば、恐れや憎しみを抱きながら抵抗するでしょう。

(児童精神科医 渡辺久子『抱きしめてあげて～育てなおしの心育て』太陽出版、2006年初出)

社会的養護は、多様な背景により家族と分離せざるを得なかった子どもが、新たな養育者、修正的人間関係との出会いの中で、保護以前に刻まれたネガティブな体験からもたらされた多様な影響から回復し健やかな成長を遂げていくこと、希望をもって社会に参加していく可能性を広げることを目指す養育であり、自立支援である。極めて日常の営みであり、しかしそれは奥深い挑戦である。養育者は子どもと情緒的関係を結び、ありのままのその子どもを受けとめ、根気強く向き合う。生活実践の第一線に立つ。ただ、最も重要な「チャレンジャー」、主人公は子ども自身である。あらゆるバックグラウンドをもった子どもが自分の人生をつむいでいけるよう支援する責任が社会にある。本研究は、社会的養護を経て社会に巣立っていく人たちの養育とその先にある自立をめぐり、支援の現状と課題を検討することにある。

2. ケアリーヴァーの「声」とアドボカシー (advocacy)

「私は、里親家庭で『親子関係』をごく自然に感じながら育ててもらって、紆余曲折しながら大人への道を見つけました」。これは、筆者が本研究の間、本人の自立のかたちを模索する過程に伴走してきた、長期養育で里親家庭に身を置いてきた20歳の言葉である。

「私は、児童養護施設で育ったこと、施設での当事者としての経験があることは、私の人生においてかなり強みだと思っています。施設入所中の子ども時代は、ふり返ってみれば、確かにしんどい経験もありました。でもそれ以上に、施設で育ててもらってよかったという気持ちの方が圧倒的に強いのです。施設を退所して私は大学生になりました。学ぶことは、自分の経験を客観的に捉えられて結構楽しいのです。奨学金も得て、アルバイトもして、自立・自活の生活を、自分なりにがんばっています」。これは、本研究の途上で、生い立ちをふり返るライフストーリーワークを筆者がともに手がけた19歳 (2019) の言葉である。

大阪を拠点とする先駆的な社会的養護の当事者団体、CVV (Children's Views & Voices) で中心的に活動してきた中村みどり (2012) は、乳児院・児童養護施設での生活体験をふまえ、以下のように語る¹⁾。中村は、オピニオン・リーダーとして国の制度検討にもかかわるケアリーヴァーの一人であり、現在、児童福祉関係職に就き、活躍している。

「これまで私はさまざまな場所で『施設の生活』について声をあげ、たくさんの人たちに知ってもらいたいと活動をしてきました。しかし、なぜ、『施設で生活していた』というだけで、他者に自分の中身をさらけ出さないといけないんだろうという思いにかられ、しんどくもありました。さらに『施設への文句』ととらえられたりはしないか、と周りをすごく意識してきました。期待に応えないといけないと思ったりもしました。また、日本

の児童福祉を変えるために、『当事者の声』をもっと伝えていった方がよいと言われることが多くありました。しかし、なぜか『あなたたちに任せます!』とされているように感じてきました。『なぜ私たちだけ』と感じてきました。施設で働いている職員の方も里親さんも研究者も『児童福祉をとりまく当事者』ではないかと。そんなふうに考えていたとき、最近出会った方に、『当事者』とは相手と自分を区別するために使う言葉じゃないかという話を聞き、私も『当事者』という枠に囚われていたのだなあとすごくすっきりしました。(もちろん時には、区別をつける必要があるかもしれません)。しかし、体験した人にしかわからないこともたくさんあると思います。そして、何より体験した方の語りはすごく胸を打たれます。「当事者」が思いを伝えたいとき、無理せず語れる場は大切になってくると思っています。すべての『当事者』が体験を通して語り合い、『当事者』を取り巻く輪を広くしていきたい、そして、ネットワークに！ みんなができること、していくことを考えていきたいです」。

当事者の「声」(意見表明)を聴く取り組みは、たしかにこの分野で近年意識をもって進められてきた。ただ、その中にどのような「価値」の共有と共感性が備わっていたか。

ソーシャルワークの方法論の一つであるアドボカシーについて、秋元美世(1999)は述べる。「アドボカシーとは、単に本人の意思を代弁するだけでなく、自分自身で権利を主張できない者に対し、自己決定を援助するとともに、本人の自己決定に基づき本人に代わって本人の権利を擁護するための様々な仕組みや活動の総体である」と。²⁾

堀正嗣(2020)は子どもアドボカシーについて次のように整理する。筆者の要約で示す³⁾。

子どもの権利条約は「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つのカテゴリーから子どもの権利を規定する。英語圏の用法ではProtecting Children's Rightsは貧困・虐待・差別等から「守られる権利」を保障するものとして一般的に用いられる。これに対しアドボカシーは、「参加する権利」を保障するものである。イギリスやカナダでは、子どもの権利条約第12条「子どもの意見表明権」に依拠して、子どもたちの声を聴き、意見表明を支援し代弁する活動を子どもアドボカシーと呼ぶ。そして施設等様々な場に訪問して子どもたちの相談を受け支援する第三者をアドボケートと言う。もちろん「守られる権利」と「参加する権利」はどちらも重要だ。しかしこの両者は常に一致するとは限らず、おとなが考える「子どもの最善の利益」と子どもの意見が異なる場合がある。このような場合に「子どもの意見表明権」を支援するのがアドボカシーである。

社会的養護の分野でも、アドボカシーのあり方をめぐり、ようやく具体的に検討される時代を迎えた。しかし、筆者はこうも考えてきた。当事者の「声」を単に聞くだけでは無責任である。語り手の当事者にとっても、気づきや成長が刻まれない。語りの意味、本質

を受けとめた関係者が、つながりあって、そこから何を生み出すか、それが重要である。社会的養護のミクロからマクロに至る実践、そして現在のケア体制や実質にどう活かし、「よりよく」していくかが問われている、と。

当事者団体、IFCA：International Foster Care Alliance で5年前から活動している佐藤智洋（2019）は子どものアドボカシーをめぐって、こう述べる⁴⁾。

「私は15～19歳に東京の児童養護施設で生活しました。奨学金を得て大学に進み、今年から会社員として働いています。自分のことを振り返ると、まず保護された後に自分の置かれた状況とその後どういう流れになるのかを話してほしかった。里親か施設かの選択肢を示して、ちゃんと説明して子どもが選べる状況を作ってほしいです。私の場合は、どういふところに行くのかもわからず、とても怖かったことを覚えています。当初、私は意見を表明する権利が自分にあることも知りませんでしたし、自分の知らないところでいろんなことが決まり、『自分の人生に自分がいない』と感じていました。だから、自分の意見や希望を話せるだけでも、自分の人生なんだと思えます。100%子どもの望みをかなえるのがアドボカシーではありません。できることを一緒に考えて行動を起こすのがアドボカシーです。今はIFCAの活動で、里親会や施設職員の研修、厚生労働省の意見交換会などに呼ばれて当事者として話をしています。ただ、当事者の意見を聞くのは大切ですが、聞きっぱなしはやめてほしい。聞いてどうなったのかというところまでフィードバックしてほしいです」。

取材した大久保真紀（2019）は、「社会的養護の当事者こそが社会的養護の専門家」であると、独立機関の設立と利用者の意見の反映を社会に訴える⁵⁾。

国連・子どもの権利条約に掲げられた意見表明権を保障する方法の一つが「子どもアドボカシー」と言える。「アドボカシー」の基本的な概念は弁護や擁護であるが、「子どもアドボカシー」は「子どもの声を聴く」という広義でも使われる。実践的には、子どもに権利があることを伝えた上で、その意見に耳を傾け、不満を含め受けとめることである。子どもが自分に関する状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人や社会に伝えたいと願う場合、権利擁護の観点からどうすればよいかを具体的にともに考え、子どもが選択できるような情報提供し、行動を支援する役割を果たすプロセスがアドボカシーとなる。こうした実践をする「人」は、英国等では「アドボケイト」(advocate)と呼ばれてきた。アドボケイトは独立的な立場をとるため、個人的・私的な思いや考えを交えず、全面的に当事者の立場に立つスタンスと働きが求められる。

栄留里美（2019）によると、英国では、NPOが自治体から委託されアドボカシーを実践している。例えば、児童相談所が開く援助方針会議に子ども自身がアドボケイトと一緒に参加する。また、アドボケイトは施設を訪問し子どもの意見を聞き、子どもの意思に基づいて児相職員に伝えたり、苦情申し立てをしたりもする⁶⁾。子どもの参画の保障といえる。

日本では驚くべきことに、2016年の改正児童福祉法でようやく子どもが権利の主体として初めて法的に位置づけられた。子どもの意見の尊重等の不可欠な理念が明文化されたのである。厚生労働省の検討会が2017年にまとめた「新しい社会的養育ビジョン」においても、子どもの意見表明権や参画を支えるアドボカシーが明記されている。2019年6月の児童福祉法等改正では、2年間を目途にその実際の仕組みを検討するとされ、以後、国の調査研究事業も実施されている。

民間団体の動きも活発になってきた⁷⁾。東京、名古屋、大阪、福岡等ではアドボケイト養成講座が開かれ、子どもアドボカシーの「全国協議会」設立議論も始まっている。鳥取では、民間の児童養護施設関係者を中心に、独立したアドボカシー機関を立ち上げる計画があるという。インケアのもとにいる子どもたち、ケアリーヴァーらが参画し、専門職らがともに対話しながら機関の設立を検討していくならば、意味あるプロセスとなろう。

カナダでは、公的・独立機関として設置されたアドボカシー事務所が調査権限も保持している。とくに子どもが自らの社会的養護のもとでの生活やケア等について不満や意見がある場合、自分から直接連絡し、主体的にワーカーに相談にのってもらい動きがつかれる。子どものアドボカシーに関しすでに約40年の活動の歴史があるカナダでは、ユース世代の意見表明や活発な政策提言、ソーシャルアクションにより、法律や政策が変えられたケースもある。筆者も大会運営を担い開催したIFCO (International Foster Care Organization) 大阪世界大会 (2013) の折に、欧米の社会的養護サービス利用者のユースらが来日、日本の大人、関係者を前に、政策提言に至る意見表明を豊かに披露した記憶が鮮やかによみがえる。

日本では、社会的養護の当事者団体は現在、全国で少なくとも10団体は組織化されている。東京の日向ぼっこ、大阪のCVVをはじめ当事者（子ども・大人）の居場所づくりや相談支援、社会資源につなぐソーシャルワークも展開されてきた。一方、意見表明型の活動も、イベント開催、出版物の発行等がある。また、「先輩」として児童養護施設に出向き、インケア児童と語らう等の活動を行い、ロールモデルとしての影響を与えてもいる。

前出のIFCAは政策提言を目指し、活動を活発化させている。また、「僕らの声を届けようプロジェクト」“OUR VOICE OUR TURN JAPAN (OVOTJ)”のユースは、ケアリーヴァーの「声」を集めた「僕らの声冊子」を作成、社会に発信している。また、2019年より児童養護施設出身の二十代の若者3人が自ら進行を務める情報発信番組「THREE FLAGS-希望の狼煙-」を、動画配信サイトYou Tubeに開設した。多くの人々に社会的養護に関心を持ってもらうこと、現在インケアのもとにいる後輩たちの道しるべになること、番組を見た人に次のアクションを提案すること等を活動目的とする。当事者の視点での制度や支援への意見表明、改善への提言、自らの体験から感じてきたことの発信を含めたソーシャルアクションであり、当事者の主体性を世に示す新たなスタイルである。

児童福祉分野でのアドボカシーの実践化はまだ議論の余地があるが、こうして具体的な取り組みの模索が社会的養護専門職と子ども・ケアリーヴァーとの協働で始まっている。

ふり返ると、1990年代初頭に高橋重宏によってカナダの子どもの権利ノートの取り組みが日本に紹介されて以来、子ども自身への情報提供や説明、子どもの声に耳を傾ける活動、さまざまな場での子どもの“Speak Out”、ピアサポート活動が育まれてきたと言える。ただし日本では1980年代末に「養護児童の声」運動の日本版ともいえる全国児童養護施設高校生交流会が開始されたが、議論の末あいにく根付かなかったことも歴史に刻まれている。

3. ケアリーヴァーのライフチャンスと内的サポート

永野咲 (2017) は、英国における社会的養護制度改革がなされてきた背景について、とくに1990年代以降、措置解除後のケアリーヴァーの過酷な生活実態が明らかにされたこと、「ケアのもとにいる子どもたちのライフチャンスが容認できないほど低いことが社会に大きな衝撃を与え」たことを挙げる。そしてそれらを契機に「ライフチャンスを最高度に保障する」ことを掲げた社会的養護の大改革が社会の優先課題として位置づけられ実施されたとする⁸⁾。ケアリーヴァーの生活基盤のぜい弱さは、日本においても同様である。2004年の児童福祉法改正により、入所児童の自立支援と施設退所後の相談援助が、児童養護施設の主たる目的となり関係専門職の努力は続けられているが、未だ課題は多い。

社会的養護の実践現場には、当事者にとっての多くの喪失体験が横たわっている。そもそも要養護児童は、実親との分離がなければ社会的養護の生活の場や新たな養育者との出会いはない。「喪失」があつての「獲得」である。乳児院から児童養護施設や里親等への措置変更、社会的養護の場から実親家庭への家庭復帰、児童養護施設・里親・ファミリーホーム等生活の場からの18歳での自立、それぞれの節目にあたる局面に、「喪失」と「獲得」が同時に存在する。よって、当然、当事者は大きく揺れ動く。

ポーリン・ボス (1999、南山訳2005ほか) は、「あいまいな喪失」(“Ambiguous Loss”)の概念を提示し、存在と不在をめぐるあいまいさによる人間のアイデンティティへの影響やトラウマを指摘した⁹⁾。社会的養護を必要とする子どもたちの中にある喪失のあいまいさがもたらす心理的影響は構造的課題だ。実親・実家族との家庭生活、地域生活、社会生活。要養護児童はそれらを失って措置される。きちんと別れを告げる間もなく、所有物も持参できず、突然意味も充分理解できない保護を体験するケースも多い。また、措置後も、失ったものを再び回復できるのか、充分な情報や見通しに接することができないまま、生活が実質続く場合も多い。実親の状況が流動的であったり不明であったりすることもあり、またその深刻さや子ども自身の発達状況、内的状況等との関係から関係専門職が充分説明できないこともあり、当事者の心の揺れは「あいまいな喪失」とまさにともにあると言える。子どもの権利保障の基本理念と重なり合うが、自分自身の現在の生活の意味を知り、主体的に生活を構成していくこと、生き立ちの整理 (近年ではライフストーリーワー

ク：LSWの名称での実践化も進む）等によるアイデンティティの再構築を手がけること、ネガティブな心情も安心して語れるサポートティブな存在を得て安定を得ること等が、生活支援の中では必要だ。レジリエンスの回復に必要と言える。こうした過程を経てはじめて新しい希望を見いだすことができる点は、ボスの理論を紹介した南山浩二（2012）も述べている。

筆者自身、何人もの当事者の顔を思い起こす。これまで筆者が施設養護・里親養育の両方にかかわる中で出会いを与えられてきた多くの顔、あるいは生い立ちの整理やライフストーリーワークに取り組む機会を与えられた多くの子どもたち・元子どもたちの顔である。

住み込み就職を前に「本当はそうしたくないんだ」と静かに告白し涙した子ども。養育の場を離れるときが近づき、自分が何に支えられてきたかを語った18歳。自分の意志で進路を決め、顔つきが変わった子ども。社会に出て、さまざまな「壁」をどう超えたらよいか相談に来る人。あまり顔を見せなくなった人。ジグザグに進みながらも家庭をもち、我が子の相談に来訪したときの顔。子ども時代の状態からは想像し得なかった、大人になってからの成長の姿、それぞれの「しあわせ」や「自己実現」のかたち。いくつもの人生が筆者の脳裏に浮かび、社会的養護実践と研究双方の課題を、彼ら彼女らから提示されていることに改めて気づく。

4. ケアリーヴァーの語りや姿との出会いから

ほどなく還暦を迎える、ある児童養護施設でのケア体験者。その女性の語りをじっくり聴く機会を与えられた。子ども時代に施設生活を経験した彼女は、退所直後は多くの予測しない苦労や腑に落ちない「社会的扱い」に出会ったようで、時折涙しながら、その時期のことをくり返し詳細に語った。その後、ある専門職として仕事をしながら家庭を形成。「大変」なことはありながらも安定した生活を送る。母親としても家庭に心を注ぎ、子どももすでに独立。施設生活と養育体験、その後をふり返り、子ども時代から降り積もった思いと歩みを、とつとつと言語化していくひととき。彼女の持ち前の知性や社会性、人間関係形成の力、施設での担当職員との出会い、よきパートナーを得たことが人生を前に推し進める原動力となったことがうかがえた。一人の人の刻んだ時間とライフヒストリーが筆者の前に広がった。また、彼女の子どもの時代からはすでに変化を遂げている施設の実況、課題と、今も変わらずに残る支援の課題の両方に気づかされる機会となった。

話も終わりに近づいた頃、彼女は筆者をじっと直視し、しみじみとこう言った。「親と離れて施設で生活した私たちは、努力しないと普通の生活ができないんだよ」。こうもつぶやく。「生涯の友だと本気で思えるようになった人に、子どもの頃自分が施設で生活していたことを話したら、結局相手がそのことを受けとめきれなくて、関係が変わってしまって、痛い目に遭った。この人なら大丈夫だろうと思って打ち明けたのだけれど…。だ

から結局、家族以外に自分の大事なことを心ゆるして話せて関係が継続している人は、たった一人かな」。人間関係のナイーブさ。社会的養護の元で育った人が出会うその時代と社会のスティグマ。彼女が努力してたどった道のりが縦断的にくみとれた、重みのある時間であった。

筆者は里親家庭の実子としても生きてきた。ともに成長を刻んだ姓の異なる「兄弟姉妹」の何人かとは、成長した今だからこそできるようになったやりとりを、細々と糸をつむぐように継続している。「いろいろあったけれど働けるようになり、給料をもらえるようになった」、「飛行機に乗り同僚と沖縄に社員旅行に行くなどということが自分にもできたから知らせたくて」、「結婚生活が落ち着いた。おかげさまで」、「転勤で引っ越した」等、折々にくる便り。また、人によっては少ないであろう給料の中からも実直な物を送ってくれたりする姿に、まさにレジリエンシー (resiliency)¹⁰⁾を感じ、筆者自身が励まされ、照らされてきた。人と社会につながって生きることが人間にもたらす力強さを確認させられる。

5. 「18歳自立」を問う意味とその背景

日本の施設でフィールドワークを行ったロジャー・グッドマン (2000、津崎訳：2006) は、「児童養護施設の働きが成功したかどうかを判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」と述べている。インケアのもとにいる子どもたちの18歳という境界線。次なるライフステージへと連綿と続く旅立ちの道のり。その後の歩みにおいて必要な支援を考えることがなぜ必要か。

1997年改正児童福祉法により多くの社会的養護施設の設置目的に「自立支援」が入って以後、自立とは何か、自立支援とは何かについて議論と実践が重ねられてきた。自立援助ホームが「児童自立生活援助事業」として位置付けられたのもこのときである。自立支援計画書の作成も求められ「自立援助」「自立支援」の文字が動き出した。2004年法改正で児童養護施設の目的に「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」も加わり、退所後支援が義務付けられた。ただ、そのための財政的裏付けは充分とは言えない。日常のケアに追われがちな現場でアフターケアまで充分行えない現状もある。退所後支援成立のためには当事者と連絡が取れる関係の保持も当然必要である。大学進学者は22歳までの入所が可能となったが、子どもが働きながら共同生活をする自立援助ホームは「働く」ことが条件であるため、中卒や働けない状態の人、就労が不安定な入居者も多い状況下で、支援のしにくさも抱えている。一方、厚生労働省は2010年度以後、退所児童等アフターケア事業を実施し、施策を徐々に拡充しつつある。

社会的養護のいう「自立」とは、孤立して自力で「自分のすべて」を担うことではなく、むしろ他者とつながって頼り・頼られ生きる術と社会性を発揮することである。一般的にも子どもの社会的な自立は大きな課題となっている。中でもとくに社会的養護のもとで育つ子どもは、制度の枠により、18歳という年齢で「自立」を強いられる。20歳までの措置

延長もあるが、すべてのケースに認められない。時としてアフターケアも不十分な不安定な「自立」を子どもに強いて、結果として多くの孤立も生み出してきた。大人が自ら選ぶ「孤独 (solitude)」とは質の異なる、頼る人が実質おらず、支援を伴わない「孤立 (isolation)」である。退所後の生活相談や奨学金、困ったときのセーフティネット等、自立を応援するケアシステムはまだ弱い。

“Fair Start” (フェア・スタート) と表現するように、どの子どもも一定の年齢に達したとき、ごくあたり前の生活を社会に生きる大人として送っていけるように、アプローチを強める責任がある。養育の結果、社会で助けを求めることのできない “Silent Minority” (サイレント・マイノリティ) に子どもたちをおとしこんでいくのでは、社会的養護の目標に到達しているとは言えないからである。

ケアリーヴァーのニーズは置き去りのままなのか。児童福祉法では18歳がひと区切りであるが、諸外国が20歳を過ぎた人たちの支援プログラムをもっているように、18歳を固い境界線とせず、18歳以後の要支援状態をまずは当事者からくみ上げ、改めて必要な施策や実質「届くケア」を模索すること。子ども家庭福祉の重要かつ喫緊の課題といえよう。

6. インケア児童の自立とそのすそ野

(1) 地域での支援の必要性

2011年および2017年公表の東京都福祉保健局「東京都における児童養護施設等退所者調査結果」によれば、退所者は自立にあたり、経済面だけではなく、対人面や精神面において苦慮している姿が報告されている。施設退所後に進学した者の割合は約4割で、2011年よりも2017年はやや増加している。退所後に進学した者のうち中途退学した割合は約2割で改善されていない。雇用形態は2017年で正規雇用者45.2%、非正規雇用者46.8%で、非正規雇用が多い傾向だ。数字や回答から課題が浮き彫りとなっている¹¹⁾。

進学や就職等でライフチャンスが広がる子どももいる一方、病気や失業等で生活困窮に陥る若き世代には、前に進む方法が見つからず希望を失いがちな人もいる。そうした人たちを施設や里親等単体でなく地域ぐるみでどう支援したらよいのか。保証人の問題も、インケアを離れた後2年までは負債の保障が制度的に整えられたが、その後の補償は充分でない。人間関係の課題やトラブルを乗り越えられなかったり、負債を抱えたり、抱えた問題が相談できないまま悪化したり、生活拠点を失い困窮状態に陥ったり、抜け出しにくい搾取の構造におちこんだり、性産業に就き望まない妊娠をし、シェルターや婦人保護施設にたどり着いたり、「18歳自立」のその時だけですまない生活課題が把握されている。

ケアリーヴァーは働く場を失うことが住居、生活拠点を失うことと同義であることも多く、「転落」という表現をする関係者もいるように、なかなかよりよい条件の職場に身を置けず、その後の選択肢の幅もせばまることが多い。連絡しづらく関係者とのつながりが切れていってしまうこともある。アフターケアとしての就労支援の課題がここにある。

進学した場合も、初年度の学費等の保障等のみでは経済的支援が充分でなく、就学していると生活保護は受給できないため、入学したものの続かないケースもある。一方、中卒では仕事が得にくく、進学し直しの希望を持っても難しいことが多い。人間関係がうまくいかず、仕事や家庭生活につまずく人もいる。また、自らが社会的養護を必要とした事情や背景を本人が把握できていないまま社会に出た場合、納得できない気持ちや葛藤、自己否定の強さから、生活が揺らぐ場合もある。インケアの中で生い立ちの整理を、いつ誰がともにどのように行うのかも課題である。自尊心の回復は、どの人も生きていくための「見えない柱」なのだから。他者との関係の中で培われる自己有用感も重要だ。

前述の東京都調査(2011)が公表された際、ケアリーヴァーが困ったとき「誰にも相談しなかった」(17%)という結果が出ていた。この数字のインパクトは大きく、親身に相談にのる、仕事を仲介する等の社会的サポートに関係者が力を入れてきている。

社会福祉法人子供の家が設立したアフターケア相談所「ゆずりは」(東京)等では、どの施設で育った人の相談も受け付けている。弁護士らの協力を得て、自己破産や離婚の手続き、就労の不安定、アパート契約のトラブル、性的被害等の相談にのり、社会資源につなぐ。

その他、住宅支援、自立資金貸付、職業紹介、法律相談、奨学金やシェアハウス・自立支援プログラム提供、ケアリーヴァーの悩みや生活課題にアプローチする情報提供型アプリの開発等、各種支援が社会的に広がりつつある。また、就職あっせんのため地域への働きかけを請け負う民間の会社も登場している。後方支援、自分の生い立ちを理解し雇用してくれる人がいる安心感。都の施設に配置された自立援助コーディネーターの全国配置も望まれる。

(2)「社会的排除」の問題に取り組む働きから

かつてNPO法人自立生活サポートセンターもやい、反貧困ネットワーク事務局長であった湯浅誠が村長を務めた「年越し派遣村」(2008～2009)では、社会的養護経験者も多く身を寄せた。また「もやい」で、児童養護施設で育った路上生活者で父親も路上生活者だった「ホームレス第二世代」の相談対応をした経験を湯浅(2008)は自著に書いている。彼はアマルティア・セン(2000)の主張から、「貧困はたんに所得の低さというよりも、基本的な潜在能力が奪われた状態と見られなければならない」と問う。

埼玉のNPO法人ほっとプラスのソーシャルワーカー、藤田孝典(2011)も、働く世代と向き合う相談援助の体験を通し、一般的にもセーフティネット(安全網)政策の弱いこと、働く世代(15～64歳)、特に若者に対する支援がきわめて限定的であり、彼らのおかれた立場に対する理解が乏しいこと、形だけ、あるいは条件付きの社会的包摂は意味がないことを指摘していた。こうも言う。「にわか仕込みの就労支援や自立支援で自立につながるはずはない。自立支援とは、丁寧に当事者と寄り添い、信頼関係を醸成し、利用者が主体的にこれからの生活を考え、歩んでいくお手伝いをさせていただくものである」と。

生活保護制度利用に至る人の中にもさまざまな挫折感や辛苦を重ねて経験している人は多い。挫折感からの脱却や自尊心の回復、孤独感の解消には「大人」もまた時間が必要だ。ケアリーヴァーも、「就労以前」のケアが依然として必要な人もいる。非正規雇用も多い状況下で就労と社会生活を安定させるには、困難さ満載の中でも誰かが当事者とともに希望につながる現実的な糸口をみつけていくこと、さまざまなつながりを回復していくことが必要で、この課題構造は今なお続いている。

また、こうした文脈においては、言わば「負の生活文化」や生活困難を負っていることの多い、社会的養護を必要とする子どもの実親支援の充実にも心を馳せる必要があるだろう。近年「子どもと貧困」のキーワードで、社会的養護の「すそ野」の問題がより顕在化した昨今であるが、「社会的養護の再生産」「貧困の連鎖」等と言われてきた課題も残る。子どもが成長し力量が育ってくることで、関係の変化が生じる親子もいる。もちろん、それがそう簡単ではなく、実親とのやりとりが引き続き困難なまま続く場合もある。単に家族が再び生活をともにするだけでなく、ほどよい距離感をつかみ直し、子どもが実親との関係のあり方の整理を少しずつ進める「大きな意味での家族再統合」を目指すファミリー・ソーシャルワークの支援の中から、やっと将来の希望が抱けるようになっていく子どももいる。実親からの支援やかかわりを期待する苦しみから子どもが解放されることで、自らの今後の目標がようやく持てる場合もある。18歳以後、子どもの支援に何らかのサポート力を発揮できる要素をもてる実親と、そうでない実親とがいるが、子どもに連なる存在としてかかわることも社会的養護の重要な側面であることを思い起こしたい。実親にもかかわれるよう施設の近隣に転居してもらい家庭復帰した子どもの自立支援をサポートした事例にもヒントがある。

7. 「自立」の概念とインケア児童の自立支援の流れ

自立支援には、子どもが生活する施設とその職員がどのような自立の概念をもつかに影響する。そもそも自立とは、あくまで他者に頼らずすべて自力で生きていくことではない。助けを求めることも大切な自立の力であり、社会性の発揮である。障がいのある子どもの支援も実質含まれていることから、概念の確認は必要である。それなしに、現状から目標に向かってはしごはかけられない。

厚生労働省（1998）はかつて『児童自立支援ハンドブック』で、自立支援をこう記述した。「児童の自立を支援していくとは、一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的生活習慣や社会生活技術、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくことである」¹²⁾。社会的養護のもとで育った子どもも他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように。そのた

め、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得等、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育体験がまず求められる。その上で、相談支援を含むアフターケアの充実がさらに必要なのである。

これまで狭義の自立支援は、施設退所前から退所後の時期に特化した、中高生の社会的自立に向けての準備（リービングケア）からアフターケアに至るまでの生活援助を指してきた。一方広義の自立支援は、インケア・リービングケア・アフターケアに至るまで、日常の生活の中でいかに自立に向けて体験を積み重ねるかに観点を置いた、ケア全体を覆う考え方、つまり、入所が決まったその日から自立支援は始まる、毎日の中に諸要素があるというとらえ方である。

広義に基づけば、インケアが自立生活に結びつき、社会に通用する暮らしとなっているか、社会参加にあたり、生活そのものが子ども自身の社会性、主体性、自己決定を保障する生活になっているかの点検が必要になる。例えば生活の中のルールは子どもとともに作ったものであるか、それは社会のルールに通じるものであるか、大人による表面的な管理でなくその意味を子どもが把握し納得しているか、大人だけで策定した支援計画が子ども自身の上を通り過ぎていないか等である。そもそも自立支援計画の中に「本来的に重要な子どもの語り」が入っているか、子どもが参画できているかも課題点だ。支援のあらゆる局面における当事者参加の可能性を模索しながら、さらに丁寧に検討し進める必要がある。

社会的養護のインケアの間にできる支援として生活支援の場で行われてきた自立支援プログラム。「自立訓練」と呼んだ時代もあった。例えば、ひとり暮らしのワンルームを模した生活空間で、一定期間一人で生活をかたちづくって過ごしてみる体験プログラムを計画し、子どもの力量や意識を高める取り組みもなされている。また、高校生を中心とした横割りのグループホームを構成、とくに自立支援の内容を生活に入れこんだ小規模ケアもある。また、インケアの間に子どもがアルバイトを体験し人とかかわる経験を得たり、自分で得たお金を貯金したり使ったりする等。具体的な体験を積めるよう自立支援計画ともあわせて展開してきている。また、費用が出るようになった塾の利用による進学促進、免許・資格取得の支援、卒園生の会を開催し社会人の話を入所児が聞く機会を設ける等、日常の生活の中に自立支援の要素を盛り込む取り組みも重ねられている。

一方、社会では生活の「応用編」がスタートする。思いもかけない出来事や、トラブルに遭遇することの繰り返しである。困ったとき、絶望したくなるときに、頼りたい「誰か」や駆け込みたい「場」が浮かぶ子どもは、インケア時代のよき依存関係を思い返し、自分から助けを求めることができる。その際、誰かの力を借りる社会性、自分の思いを伝え、誰かとつながれるコミュニケーション、誰かとつながっていていいのだと思える安心感、自分を大事な存在と思える自尊感情、これらが前提、土台として必要である。中でも、厳しい体験や家族や地域との分離・分断をインケアにつながる以前から経験してきた子どもたちには、思いきり自分を受けとめ、安心して依存できる養育者との「関係性の原体験」

や、助けを求めてよいと感じられる安心感、ときに間違ふことはあっても人としての存在を否定せず見離さない、可能性を信じて放り出さない「重要な他者」との信頼感が根づいていることが肝要だ。それがあつての将来の模索である。

人間関係の修復と新たな関係モデルの体得は、子どもの将来の内的資源となる。村井美紀（2002）はこう述べた。「自立援助とは、相手の『主体性の保障』をもっぱら行う援助である。そこでは最初に大人との信頼関係が必要とされ、それは彼らに『居心地のいい場所』（『心の安全基地』）を提供するなかでつくられていくという方程式が成り立つ。その上で相手が決断するまで『待ち』、そしてその決断を『尊重』し、さらに相手が失敗を通して学び成長することを『見守る』ことが自立援助だといえる」と。自立は自律を伴う。他者とのやりとりはどの人にも必要な社会との接点である。子どもへのケアは、養育にかかわる者がどれだけの社会性と人としての総合力をもっているかを問う。インケアの質をふり返りたい。

8. 家庭養育の場、里親家庭からの自立支援

18歳では完結しない子どもたちの自立支援という命題に向かい、これまでも社会的養護関係者は、個別のゴール設定と、それを実現していく過程でのさまざまな取り組みや工夫、資源の活用、協力者の開拓をしながら子どもたちを社会に送り出してきた。ときには社会的養護の子どもたちに降り注ぐ社会的排除の問題と相対しながら。里親家庭から巣立った後もふるさととしてつながりをもつ人。社会の厳しさの中で、なかなかうまく生きられない思いを抱える人。里親家庭から離れてはじめて、自分が得たことをふり返れるようになった人。多様な姿とかつての養育者との関係が、「18歳以後」に根づいていく。措置解除後の18歳以後を見守る里親のまなざしもまた深い。

子ども時代を子どもとしてケアされること。社会に生きる原体験としての地域での暮らし。対人関係の調整とソーシャルスキルの獲得。そして何よりも自分を大事に生きていこうと思えるだけの人間関係の体験。これらを、家庭の営みをベースに子どもに提供したいと願う養育者。里親もまた迷いながら一人ひとりの子どもとともに過ごす今日がある。

2008年の改正児童福祉法で、専門里親の受託対象に被虐待・非行の子どもに加え障がいのある子どもも含まれた。知的障がい、身体障がい、精神障がい、そして発達障がいである。専門里親の認定研修に障がいのある子どもも理解の科目が加わった。子ども理解の促進、専門職との連携が引き続き課題である。

障がいや病気で児童相談所が里親委託を躊躇することもある一方、専門里親のみならず養育里親のもとに、多くの被虐待体験をもつ子どもや障がいをもつ子どもが委託されてきた事実もある。しかし18歳以後の姿を描こうとしたとき、さまざまな「困難」を、子ども自身が、あるいは子どもを取り巻く状況が抱えている場合は当然多い。18歳以後も含めたサポート体制の確保は今も課題だ。

そこで、筆者がこれまで生活支援にかかわってきた横堀ホームにおける養育を事例的に取り上げ、児童相談所と連携した里親家庭における、自立が難しい子ども、障がいをもつ子どもの養育および自立支援をとくに検討する。

(1) 横堀ホームとは

横堀ホームは、もともと群馬県内の児童養護施設職員であった筆者の両親（横堀哲夫・三千代）が、家族ぐるみで1982年に設立したグループホームである。要養護児童のためのグループホームは国レベルで制度化されていない時期であった。また東京都、横浜市等いくつかの自治体が独自に児童養護施設分園型、あるいは里親型グループホーム（「里親ファミリーホーム」等と称し、一戸建て等の住居に4～6名程の子どもたちが里親家庭と暮らす形態）への助成制度を限定的にもつ動きがあった頃である。そこで、筆者の両親は開設に先立ち県に働きかけたが制度化の動きや協力体制は当時得られなかったため、制度化を待たず自費を投入する形で家族を基盤とするグループホームを開設した。親鳥が雛を温めているような形に家を設計、近隣住民が立ち寄れる縁側を作り、地域にひらいた大きめの家を新築。海外の先行実践に習い、ファミリー・グループホーム（養育家庭）と称して生活を始めた。筆者はまだ中学生であった。施設と里親の中間的存在として両方の長所を活かした役割・機能の発揮、養育者が替わらない安定したケア、地域密着型の家庭的実践を目指したのである。両親が施設内に構えていた自宅に、実親との交流がもてなかった子どもがとてもうれしそうにやってきた姿もまた、小規模な家庭養育を志す契機であったと聞く。家が完成すると両親は里親登録し、委託の打診があった場合、受け入れ可能ならば無条件で子どもを受託し始めた。施設職員だった時代、「この子にこそ里親を」と願ったにもかかわらず、里親側の「条件」から委託が困難だった苦い経験をしたことも原点にあったという。

(2) 横堀ホームにおける里親養育の中から

里親委託の形では、設立の1982年から現在までの間に約30名の子どもを受け入れた。委託期間は短期・長期と様々で、最短14日から最長15年である。委託時年齢は2歳から15歳であった。児童養護施設での入所継続が困難となり委託となった子ども、複合的な障がいをもつ子ども、発達や行動の偏りや多面的な「弱さ」を抱える子ども、実親とのやりとりにリスクを抱える子どもも多く含まれていた。親の状況としては、児童養護施設生活経験のある親をもつ、いわゆる「二世代養護」に位置づく子ども、ひとり親、親の離婚・拘禁・行方不明・精神障害・知的障害、アルコール依存症等による養育困難な状況があった。子ども自身が抱えた状況としては、被虐待（ネグレクト、身体的・心理的・性的虐待）、多人数きょうだい、知的障害、知的なボーダーライン、言語障害、ADHD、本人の精神科通院、不登校、学校不適応、施設不適応、非行等があった。家族再統合も自立も容易ではない複合的な事情をもった子どもたち。児童相談所の説明によれば「他の里親への委託や

入所型施設への措置が困難な」状況をもった子どもが多く委託され、当然自立支援が困難な事例もあった。以下、一部加工しつつ数人の事例を取り上げ、養育の意味と自立をめぐる課題を考察する。

【事例1】Aさん（小学校高学年から数年間委託）

聴覚障がいもち、肥満と虚言、非行の課題あり。児童相談所との協議で聾学校（現・特別支援学校）の寄宿舎には入らず、少し遠かったが、電車を利用し通学する形をとった。実子が登下校を可能な範囲でサポート。日々のコミュニケーションは主に筆談によった。

学校で教師のバッグから金を抜き取る事件を起こし、その返済のために日々家の手伝いをする（当時薪ストーブがあり、里父のサポートの元に薪割りを行う）ことで少しずつ小遣いをもらい、努力して積み立て定期的に返済する形をとった。同時期に委託されていた他の子どもたちにも事情を説明。他兄は心配しながらも理解して協力。発声練習の遊びが見られるなど、影響を与え合う関係が生まれた。Aさんがいたことから、地域から先生を招き、先生の隣でAさんを「小さい先生」として手話教室を開催。近隣地域の子どもも参加。参加した子どもの中には後に社会福祉の進路を歩む人も登場した。

家族再統合が成り立ち、家庭復帰。職業訓練に力を入れる聾学校高等部を経て就職、自立。結婚し、親として安定した家庭を形成。

【事例2】Bさん（小学校低学年から数年間委託）

知的障がい、ADHD。登下校中に近隣の家に入り込み冷蔵庫の中の物を食べてしまう等、突発的な行動や他者との境界線の問題あり。実親の影響で社会的な善悪の基準がゆがんでいる状態もあり、地域への影響を考慮し、登下校は送迎をし、何とか通学を成立させた。

小学校で特別支援学級の担任が出張して不在だった日。教師が連携しないミスで、Bさんが所属する場がなく校内をさまよって過ごしてしまったことから、給食間近に他クラスの給食を好きなように食べてしまう事件を起こす。学校から強く注意され迷惑視されたが、逆にBさんの理解を深め学校で過ごさせてほしいと申し入れ、以後、働きかけを強める。所属する特別支援学級の子どもたちのための特別授業を横堀ホームで提供するなど協力。

私立の特別支援学校高等部に進学、陸上競技でも活躍。寮生活を経て就職自立。現在はアパートで自活しながら仕事を継続している。

【事例3】Cさん（小学校低学年から数年間委託）

知的障がい、聴覚障がい、半身まひ。要養護状態でもあり幼少期より障がい児入所施設で生活。施設が閉園になるため、児童相談所が「将来、福祉サービスの中で生きていくことが考えられるが、だからこそ今、家庭での生活を」と里親委託。特別支援学校が遠く、自力で毎日通う難しさから寄宿舎を利用しウィークデイは寮で生活、金曜日の夕方に里父

らが迎えに行き、月曜日の朝に送る、寮職員や学校教師とは連絡ノートや送迎時の対話で連携し、休日や長い休みは里親家庭でじっくり過ごすスタイルで生活した。

ペンケース、Tシャツを切り裂くような行動が当初見られた。だからこそ里母が受容的にかかわり、家庭生活体験を積んだ。学校側に、ただ叱るだけでない受容的なかわりを同時にお願いする。家庭では他児が手話でコミュニケーションしながら過ごす。キャンプで他児がキャンプファイヤーを囲んで歌を歌うと「私も歌う」と身振りで言い、「歌」を歌う。小学校高学年になって、うっとりと水遊びに興じる姿も見られた。養育者は食事を作る場面等にいつも呼び、本人は庖丁を持ったりできなくても味見をしてもらうなど、傍らで場面参加を促して日々過ごしていたところ、中等部の家庭科の調理実習で突然大活躍。驚いた同級生が「Cさん大変身!」と学級新聞に書く。自発的な生活参加の意欲が高まった。

高等部卒業後、本人・関係者の協議の末、地域のグループホームへ。施設から親族宅にも帰省するが、親族が迎えに行き横堀ホームに「里帰り」すると、ふだん施設で穏やかに過ごすCさんが声をあげて最も喜ぶ姿がある。成人した際にも横堀ホームでお祝いをしたところ、施設職員から「元・里親がこんなことまでしてくれるのか」と驚かれたとのこと。

9. おわりに

3事例の他にも、18歳で措置解除後、引き続き里親宅に同居、20代で結婚するまで支援を要した人もいた。今、地域の役目をこなし、親としてのものしく生きている。

一人ひとりの子どもに必要なのは、「できないこと」に着目するのではなく、その子のありのままの到達段階に立ち、その階段から成長を刻んでいけるよう見守る「寄り添う支援」、ストレングス（できていること、強み）を活かす視点である。また、子ども時代に柔軟な生活の中でいかにその子どもの生きる源、情動に届く関係と体験を共有できたかが18歳以後のケアリーヴァーの成長をも支えていくことを、かつての子どもたちが教えてくれている。「困らせる子ども」は「困っている子ども」。子ども時代に他者に「迷惑」をかけながら、密なケア関係の中で社会規範を学ぶ。ゆるさる感謝を心に宿らせる。自分を見離さない「重要な他者」から自分の抱える課題に向き合ってもらうことで、大事にされている実感を得る。それらが子どもたちの内面を形成していく。あたたかくケアされた記憶、心に刻まれる楽しい思い出、家庭ならではの食の体験等の原体験も支えとなるだろう。

自立は結果である。そう簡単に完成はしない。ただ、子どもは大人に向かって日々確かに年齢を重ねていく。今日が明日につながり、少しずつ18歳以後の可能性が見えてくる。自立支援とは完成を目指すことではなく、不完全でも自分を活かす術をとともに探していく旅。不安ながらも日々を前に進めるために社会の協力・理解も欠かせない。少し「大変」な養育や18歳での社会参加のしんどさに理解を示す人がサポーターのように地域にいてく

れる安心感。子どもたちは関係者の社会性・連携力を耕してくれる。

子どもの発達は一様でない。多面的な生活体験の中で、少しずつ紡がれ、いつしか育ちの姿として表れる。単一のルールに子どもを添わせるのではなく、多様性に満ちた目の前の子どもに合わせたオーダーメイドの養育、子どもの強みを活かした自立支援、創造的なチャレンジが、関係者にさらに求められている。

子どもたちが人間として守られ、この分野の関係者だけでなく社会からも大切にされる「社会」的ケアの仕組みは、さらに真摯に開発されなくてはならない。関係者の知恵の結集と自立支援費の充実、人間関係のセーフティネット作りを含めた、子どもたちからの信頼に足る持続可能な18歳以後の支援の整備は今後も望まれる。ケアリーヴァーが、決して社会からの排除ではなく、社会を構成する大切な一人の人として、いかなるときも頭を上げ、今日のいのちを明日につないでいけるように。かけがえのない存在感と個別の強み、そしてそれぞれの生きている証しを、他者との関係性の中で刻んでいけるように。

〈参考文献および資料〉

- ・日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』Vol.21, No.1, 2019年5月号、〈特集：子どもの保護・社会的養護における子ども・若者の当事者参画とアドボカシー〉
- ・東京都社会福祉協議会児童部会・自立支援コーディネーター委員会編『子どもの未来を拓く自立支援コーディネーター30の実践』東京都社会福祉協議会、2018年3月
- ・『子どもと福祉』編集委員会編集『子どもと福祉』Vol.10、2017年7月号、明石書店
- ・Children's Views & Voices + 長瀬正子『社会的養護の当事者支援ガイドブック』2015年
- ・社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会編『育ち・育てをサポートするピアメッセージ集～子どもから子どもへ Ver.1』2015年
- ・津崎哲郎『里親家庭・ステップファミリー・施設で暮らす子どもの回復・自立へのアプローチ～中途養育の支援の基本と子どもの理解』明石書店、2015年
- ・山本智佳央ほか編著『ライフストーリーワーク入門』明石書店、2015年
- ・植原真也『子ども虐待と治療的養育児童養護施設におけるライフストーリーワークの展開』金剛出版、2015年
- ・リチャード・ローズほか著、才村眞理監訳『わたしの物語～トラウマを受けた子どものライフストーリーワーク』福村出版、2012年
- ・『精神療法』Vol.38, No.4、〈特集：「あいまいな喪失」をめぐる～医療・保健・心理・福祉領域における援助と支援において〉金剛出版、2012年8月
- ・財団法人全国里親会発行『里親だより』89号、2011年
- ・西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除～家族依存社会の臨界』解放出版社、2011年
- ・谷口由希子『児童養護施設の子どものたちの生活過程～子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』明石書店、2011年

- ・ 藤田孝典「働く世代への積極的な生活保護制度の適用と自立支援のすすめ」、『社会福祉セミナー』NHK 出版、2011年
- ・ トニー・ライアンほか著、才村眞理ほか完訳『生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーワーク 実践ガイド』福村出版、2010年
- ・ 才村眞理『生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーブック』福村出版、2009年
- ・ 湯浅誠『反貧困～「すべり台社会」からの脱却』岩波新書、2008年
- ・ ロジャー・グッドマン著、津崎哲雄訳『日本の児童養護～児童養護学への招待』明石書店、2006年
- ・ 村井美紀他『虐待を受けた子どもへの自立支援～福祉実践からの提言』中央法規、2002年
- ・ 財団法人全国里親会編、里親読本シリーズ第29集『心身障害児里子養育Ⅱ』1987年

〈注釈〉

- 1) 『施設で育った子どもたちの語り』編集委員会編『施設で育った子どもたちの語り』明石書店、2012年、P.176～177
- 2) 秋元美世「アドボカシー」、庄司洋子ほか編、『福祉社会事典』弘文堂、1999年、P.14
- 3) 堀正嗣「子どもアドボカシーとは」、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団発行『世界の児童と母性』第88号、2020年10月、P.7
- 4) 大久保真紀「子どもアドボカシーを考える」、2019年9月8日付 朝日新聞記事参照。
- 5) 注釈4に同じ。
- 6) 注釈4に同じ。
- 7) 注釈4に同じ。
- 8) 永野咲『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」～選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』明石書店、2017年、P.22
- 9) Boss,P. (1999) Ambiguous Loss; Learning to live with unsolved grief. Harvard University Press. (= 南山浩二訳『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」～あいまいな喪失』学文社、2005年参照。関連して、ポーリン・ボス著、中島聡美他監訳『あいまいな喪失とトラウマからの回復』誠信書房、2015年も参照。)
- 10) レジリエンシー (resiliency)：生態学由来の概念。困難な状況にもかかわらずうまく適応出来る力、困難な環境を生きのびる柔軟な能力のことをレジリエンス (resilience)、もしくはレジリエンシー (resiliency) と表現する。研究者としては、人と出来事と環境の相互作用に着目した Harvey (2003) らがいる。ネガティブ、あるいは苦痛な経験をした場合、自尊心が高い人は低い人よりメンタルな回復力が高いことも明らかにされている。
- 11) 東京都福祉保健局「児童養護施設等退所者の実態調査結果」(閲覧：2020年9月2日)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisyyosyatyouusa.html>
- 12) 厚生労働省児童家庭局家庭福祉課監修『児童自立支援ハンドブック』1998年参照。

Challenges concerning social support for social care facility leavers

Masako YOKOBORI

Currently, in Japan, there are more than 40,000 children who, due to various personal reasons, require social care and are living and growing up in children's institutions and foster families away from their natural families. There are also cases in which they return to their natural families and resume family life, but if that is not possible, they will leave the institutions where they were brought up at the age of 18. Even now, there are still deeply-rooted challenges concerning support for the independence of such care facility leavers. Although efforts have been made to improve the system with regard to supporting children's independence and the follow-up care of care facility leavers, this support and follow-up care is still insufficient. Consideration and sharing of cases of independence support as well as consideration regarding the state of upbringing continue to be carried out.

On the other hand, initiatives to give the children in question "voices" and listen to their opinions are being carried out and the relevant parties are also trying to implement advocacy. I reviewed and considered what can be done during the period of upbringing until the age of 18 and the state of support required for securing care facility leavers' independence and lifestyle stability.

Keywords: social child care, care leaver, independence, ambiguous loss, advocacy
